平成２７年（フ）第９３９号
札幌市西区西野２条３丁目１番20―305号
債務者　吉田　文子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９４８号
札幌市豊平区平岸５条６丁目４番17号　アパルシオンＥＡＳＴ―105号
債務者　齋藤亜紀子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９５５号
札幌市北区屯田４条６丁目５番11―202号
債務者　宮本　房子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９６２号
札幌市白石区菊水元町７条１丁目16番７号　パールハイツ201号
債務者　福士　綾子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９６６号
札幌市白石区東札幌２条４丁目10番２号　白樺ハイツ２号
債務者　児玉　菜花（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９７３号
札幌市東区伏古２条３丁目１番８号　コーポ和光102
債務者　藤垣　智子（旧姓二反田）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９８９号
札幌市北区屯田６条11丁目１番８―106号
債務者　松田　由香
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０６号
埼玉県越谷市蒲生２丁目16番32号　メゾンフォリッジ102
債務者　佐野慎太郎
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
埼玉県春日部市下蛭田247番地１　春日部下蛭田東住宅Ｉ―301
債務者　佐野　洋美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
千葉市緑区誉田町１丁目368番地１　ハイムラフォーレ101号
債務者　内山　敏之
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７５号
千葉県船橋市東中山２丁目２番９号　ロフティクマカワ106号
債務者　小川　　潤
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８２号
千葉県八千代市八千代台北８丁目６番７号　レオパレスエスベランサ104号室
債務者　岩渕　由佳
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８６号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目30番地１　メイフラワー６号
債務者　髙橋　房子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９１号
相模原市中央区田名3302番地２　ニューライフ田名寮106
債務者　河田　　厚
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３３７号
京都市北区紫野下柏野町56―21、住民票上の住所京都市北区紫野下柏野町58番地
債務者　齋藤　信治
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４００号
京都市伏見区横大路下三栖南郷１番地　南郷マンション東棟２階２号室、前住所京都市伏見区横大路柿ノ本町19番地
債務者　清原　常治
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係